



## 用語解説



## ア 行

## ●NPO (p49)

医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない住民の自発的な意志による活動団体のこと。Non-Profit Organization の略。

## カ 行

## ●開発許可 (p42)

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。開発許可は都市計画区域における市街化の要因となる開発行為を規制・誘導することによって、虫食い状の無秩序な市街化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的としている。

## ●合併処理浄化槽 (p88)

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

## ●協働 (p10)

市民、事業者と行政が役割と責任を分担して、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

## ●区域区分（線引き／非線引き）(p3)

都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる、とされており、これを「区域区分」という。「線引き」と呼ばれることもある。

「非線引き」とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度を適用しない場合をいう。

## ●景観計画 (p91)

平成 16 年 6 月に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観法の基本となる制度で、景観計画には、「景観計画区域」、「景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針」、「良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物・樹木の指定の方針」を定めるとともに、条例を定めることにより、その他の景観形成に必要な事項等を定めることができる。

## ●交通結節点/交通結節機能 (p66)

鉄道とバスやタクシー、鉄道と自家用車や自転車などの乗り換えが行われる場所。駅前広場やバスターミナルなどのように、いくつかの交通機関が集中する箇所及びその果たす機能。

## ●交通ネットワーク (p59)

都市とその周辺の都市との連携に必要な道路や公共交通などの交通が網目のように張り巡らされたつながりのこと。

## ●高度利用地区 (p40)

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。

## ●コミュニティ (p8)

人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域や、その人々の集団。地域社会。

## サ 行

## ●市街化区域 (p3)

都市計画区域のうち、すでに市街地となっている区域およびおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るために定められる区域。

## ●市街化調整区域 (p3)

都市計画区域のうち、市街地化を抑制すべき区域。

●市街地開発事業 (p75)

総合的な計画に基づいて公共施設の整備とあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもので、土地区画整理事業、市街地再開発事業などのこと。

●市街地再開発事業 (p41)

都市計画で定められた市街地開発事業の一つで、市街地の合理的で高度な利用と都市機能の更新を目的として実施される事業をいう。

●集落排水処理施設 (p88)

農業や漁業の集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

●循環型社会 (p52)

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギー面でより一層の循環・効率化を進め、不要物の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、環境への負荷を出来る限り少なくした循環を基調とする経済社会システムが確立されている社会。

●新エネルギー (p52)

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において定められ、その利用が政策的支援対象とされているエネルギーの総称。

具体的には、太陽熱、太陽光発電、風力、バイオマス、雪氷熱などの自然エネルギーや、燃料電池、電気自動車等の革新的なエネルギー利用技術などをいう。

●人口集中地区 (p17)

国勢調査において設定される統計上の地区であり、原則として、市区町村の区域内で人口密度が 4,000 人/km<sup>2</sup> 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人/km<sup>2</sup> 以上となる地区に設定される。

●ストック (p9)

市街地において今まで蓄積されてきた道路や公園、下水道などの現有の資源(財産)としての都市基盤施設を指す。

●スプロール (p54)

市街地が無計画なままに郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

●スマートインターチェンジ (p72)

高速道路の本数やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

●生産緑地地区 (p84)

市街化区域内の農地の持つ緑地機能を積極的に評価し、公害または災害防止、農業と調和した都市環境の形成に役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図るための制度。

●セットバック (p92)

建築基準法で定める道路のうち、幅員が 4m 未満の道路については緊急車両の通行や防火、避難等のために、建築物や塀などの建築制限を行うことである。

夕行

●地域公共交通網形成計画 (p82)

まちづくりと一体となり、将来にわたって持続可能な公共交通網の構築をめざすことを目的とした計画。

●地域防災計画 (p94)

災害対策基本法に基づき、地域自治体が作成するもので、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした計画。

●地区計画 (p6)

都市計画において、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を形成するために決定された計画。

●中核都市 (p3)

高次都市機能や都市型産業が集積し、地域経済の活性化、人口の定住や交流の促進、地方分権の推進などの核となり、県全体あるいは広域的な都市圏の発展を牽引する都市のこと。

●駐車場整備地区 (p40)

駐車場法第3条に定められた、おもに商業地域、近隣商業地域において自動車交通または周辺地域内で混雑する地区において、道路効用を保持し、円滑な道路交通を確保することを目的に定める地区。

●特別緑地保全地区 (p84)

都市緑地法による緑地保全制度の一つで、樹林地、草地、水沼地などのうち、無秩序な市街化や公害または災害を防止するもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるものが指定される。

●特別用途地区 (p40)

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

●都市計画区域 (p3)

都市計画法第5条に定める区域のことで、自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として指定される。

●都市再生特別措置法 (p3)

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に日本における都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。

●都市施設 (p3)

都市計画法に基づいて、計画的に設置していく

施設 (道路、公園、河川、学校、官公庁など)

●土地区画整理事業 (p3)

市街地の総合的な整備、造成を目的とする代表的な市街地整備手法で、土地の交換分合、区画形状の変更などを実施して、面的整備を図る事業。

ナ行

●農業振興地域 (p71)

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、一体的に農業の振興を図るために定められる地域。

ハ行

●バリアフリー (p52)

高齢者や障害者が社会生活を営む上で障壁(バリア)をなくすこと。バリアには、建物内や道路などの段差など物理的なもののほか、意識上のもの、制度的なものがある。

●ビジョン (p7)

将来の見通し。計画の構想や未来像のことを指す。

●風致地区 (p3)

都市の風致を維持するために、都市計画法によって定められた地区。

●防火地域/準防火地域 (p40)

市街地の中心部など、特に土地の利用度が高く建物が密集している地区を対象に、防火機能の向上の視点から都市計画法によって定められている地域。

マ行

●まち・ひと・しごと創生法 (p3)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するこ

とを目的とした法律。

させる際に用いられる手法。

#### ●緑の基本計画（p83）

緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するため、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像や目標を定める計画。

### ヤ行

#### ●ユニバーサルデザイン（p52）

高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザインのもの。バリアフリーをさらに発展させた考え方によるもので、誰もが共有できるものを目指している。

#### ●用途地域（p3）

都市内の土地の合理的利用や良好な市街地環境の整備を図っていくため、都市計画法、建築基準法に基づき、それぞれの区域の利用目的別に、原則的に建てられない建築物や建ぺい率、容積率などを定めている。

### ラ行

#### ●ライフライン（p60）

都市生活の機能を保つのに不可欠な生命線のことをいう。具体的には、電気、ガス、水道、通信、輸送などの供給施設を指す。

#### ●立地適正化計画（p3）

居住や医療・福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能と都市全体を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版である。

#### ●臨港地区（p30）

港湾機能を確保するために都市計画で定められる地区で、地区内で建築等の行為が制限される。

### ワ行

#### ●ワークショップ（p157）

参加者を募り共同して研究・学習や意見交換、作業を行うこと。公園づくりや交通安全、地域福祉イベントなど様々な分野で市民の意見を反映

---

## 和歌山市都市計画マスタープラン

和歌山市都市計画マスタープラン策定	平成 11 年 3 月
和歌山市都市計画マスタープラン第 1 回改訂	平成 24 年 3 月
和歌山市都市計画マスタープラン第 2 回改訂	平成 29 年 3 月
(和歌山市都市計画マスタープラン一部変更)	令和 2 年 8 月
(和歌山市都市計画マスタープラン一部変更)	令和 5 年 1 1 月

発行：和歌山市  
編集：和歌山市 都市建設局 都市計画部 都市計画課  
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地  
H P [www.city.wakayama.wakayama.jp](http://www.city.wakayama.wakayama.jp)  
e-mail [toshikeikaku@city.wakayama.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.wakayama.lg.jp)  
TEL (073) 435-1228 (直通) FAX (073) 435-1272

---

